

周南市議会会議規則の一部を改正する規則制定について
周南市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年10月30日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会
委員長 小林 雄 二

周南市議会会議規則の一部を改正する規則

周南市議会会議規則(平成15年周南市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第8節 表決(第61条―第70条) 」

を

「第8節 表決(第61条―第70条)

第9節 公聴会及び参考人(第71条―第77条) 」

に、「第9節」を「第10節」に、「第71条―第75条」を「第78条―第82条」に、「第10節」を「第11節」に、「第76条」を「第83条」に、「第77条―第85条」を「第84条―第92条」に、「第86条―第90条」を「第93条―第97条」に、「第91条―第94条」を「第98条―第101条」に、「第95条―第100条」を「第102条―第107条」に、「第101条」を「第108条」に、「第102条」を「第109条」に改める。

第35条第1項中「第80条」を「第87条」に改める。

第7章中第102条を第109条とする。

第6章中第101条を第108条とする。

第5章中第100条を第107条とし、第95条から第99条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第94条を第101条とし、第91条から第93条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第90条を第97条とし、第86条から第89条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章中第85条を第92条とし、第77条から第84条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第10節中第76条を第83条とする。

第1章中第10節を第11節とする。

第1章第9節中第75条を第82条とし、第71条から第74条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手續)

第71条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第72条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第73条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第74条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第75条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 77 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前 3 条の規定を準用する。

別表中「第 101 条関係」を「第 108 条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

周南市議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条-第12条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第13条-第18条)</p> <p>第3節 議事日程(第19条-第23条)</p> <p>第4節 選挙(第24条-第32条)</p> <p>第5節 議事(第33条-第46条)</p> <p>第6節 秘密会(第47条・第48条)</p> <p>第7節 発言(第49条-第60条)</p> <p>第8節 表決(第61条-第70条)</p> <p>(新設)</p> <p>第9節 会議録(第71条-第75条)</p> <p>第10節 議員派遣(第76条)</p> <p>第2章 請願及び陳情(第77条-第85条)</p> <p>第3章 辞職及び資格の決定(第86条-第90条)</p> <p>第4章 規律(第91条-第94条)</p> <p>第5章 懲罰(第95条-第100条)</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場(第101条)</p> <p>第7章 補則(第102条)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第5節 議事</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第35条 会議に付する事件は、<u>第80条</u>(請願の委員会の説明を聞き、議員の定める場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則(第1条-第12条)</p> <p>第2節 議案及び動議(第13条-第18条)</p> <p>第3節 議事日程(第19条-第23条)</p> <p>第4節 選挙(第24条-第32条)</p> <p>第5節 議事(第33条-第46条)</p> <p>第6節 秘密会(第47条・第48条)</p> <p>第7節 発言(第49条-第60条)</p> <p>第8節 表決(第61条-第70条)</p> <p>第9節 <u>公聴会及び参考人(第71条-第77条)</u></p> <p>第10節 <u>会議録(第78条-第82条)</u></p> <p>第11節 <u>議員派遣(第83条)</u></p> <p>第2章 請願及び陳情(第84条-第92条)</p> <p>第3章 辞職及び資格の決定(<u>第93条-第97条</u>)</p> <p>第4章 規律(<u>第98条-第101条</u>)</p> <p>第5章 懲罰(<u>第102条-第107条</u>)</p> <p>第6章 協議又は調整を行うための場(<u>第108条</u>)</p> <p>第7章 補則(<u>第109条</u>)</p> <p>附則</p> <p>第1章 会議</p> <p>第5節 議事</p> <p>(議案等の説明、質疑及び委員会付託)</p> <p>第35条 会議に付する事件は、<u>第87条</u>(請願の委員会の説明を聞き、議員の定める場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の</p>

質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

(新設)

質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 (略)

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第71条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他の必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第72条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならぬ。

(公述人の決定)

第73条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならぬ。

(公述人の発言)

第74条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならぬ。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第75条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。
2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。
(代理人又は文書による意見の陳述)
第76条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会在特に許可した場合
は、この限りでない。
(参考人)
第77条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第9節 会議録
(会議録の記載事項)
第71条 (略)
(会議録の公開)
第72条 (略)
(会議録に掲載しない事項)
第73条 (略)
(会議録署名議員)
第74条 (略)
(会議録の保存年限)
第75条 (略)
第10節 議員派遣
(議員派遣)
第76条 (略)
第2章 請願及び陳情
(請願書の記載事項)
第77条 (略)
(請願文書表の作成及び配付)

第10節 会議録
(会議録の記載事項)
第78条 (略)
(会議録の公開)
第79条 (略)
(会議録に掲載しない事項)
第80条 (略)
(会議録署名議員)
第81条 (略)
(会議録の保存年限)
第82条 (略)
第11節 議員派遣
(議員派遣)
第83条 (略)
第2章 請願及び陳情
(請願書の記載事項)
第84条 (略)
(請願文書表の作成及び配付)

<p>第 78 条 (略) (請願書の撤回) 第 79 条 (略) (請願の委員会付託) 第 80 条 (略) (紹介議員の委員会出席) 第 81 条 (略) (紹介議員の取消し) 第 82 条 (略) (請願の審査報告) 第 83 条 (略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第 84 条 (略) (陳情書の処理) 第 85 条 (略)</p> <p>第 3 章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) 第 86 条 (略) (議員の辞職) 第 87 条 (略) (資格決定の要求) 第 88 条 (略) (資格決定の審査) 第 89 条 (略) (決定書の交付) 第 90 条 (略)</p> <p>第 4 章 規律 (携帯品) 第 91 条 (略)</p>	<p>第 85 条 (略) (請願書の撤回) 第 86 条 (略) (請願の委員会付託) 第 87 条 (略) (紹介議員の委員会出席) 第 88 条 (略) (紹介議員の取消し) 第 89 条 (略) (請願の審査報告) 第 90 条 (略) (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求) 第 91 条 (略) (陳情書の処理) 第 92 条 (略)</p> <p>第 3 章 辞職及び資格の決定 (議長及び副議長の辞職) 第 93 条 (略) (議員の辞職) 第 94 条 (略) (資格決定の要求) 第 95 条 (略) (資格決定の審査) 第 96 条 (略) (決定書の交付) 第 97 条 (略)</p> <p>第 4 章 規律 (携帯品) 第 98 条 (略)</p>
---	---

<p>(議事妨害の禁止) <u>第 92 条</u> (略) (資料等印刷物の配付の許可) <u>第 93 条</u> (略) (議長の秩序保持権) <u>第 94 条</u> (略)</p> <p>第 5 章 懲罰 (懲罰動議の提出) <u>第 95 条</u> (略) (懲罰動議の審査) <u>第 96 条</u> (略) (代理弁明) <u>第 97 条</u> (略) (戒告又は陳謝の方法) <u>第 98 条</u> (略) (出席停止の期間) <u>第 99 条</u> (略) (懲罰の宣告) <u>第 100 条</u> (略)</p> <p>第 6 章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場) <u>第 101 条</u> (略)</p> <p>第 7 章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) <u>第 102 条</u> (略)</p> <p>別表(<u>第 101 条関係</u>) (略)</p>	<p>(議事妨害の禁止) <u>第 99 条</u> (略) (資料等印刷物の配付の許可) <u>第 100 条</u> (略) (議長の秩序保持権) <u>第 101 条</u> (略)</p> <p>第 5 章 懲罰 (懲罰動議の提出) <u>第 102 条</u> (略) (懲罰動議の審査) <u>第 103 条</u> (略) (代理弁明) <u>第 104 条</u> (略) (戒告又は陳謝の方法) <u>第 105 条</u> (略) (出席停止の期間) <u>第 106 条</u> (略) (懲罰の宣告) <u>第 107 条</u> (略)</p> <p>第 6 章 協議又は調整を行うための場 (協議又は調整を行うための場) <u>第 108 条</u> (略)</p> <p>第 7 章 補則 (会議規則の疑義に対する措置) <u>第 109 条</u> (略)</p> <p>別表(<u>第 108 条関係</u>) (略)</p>
---	--